

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

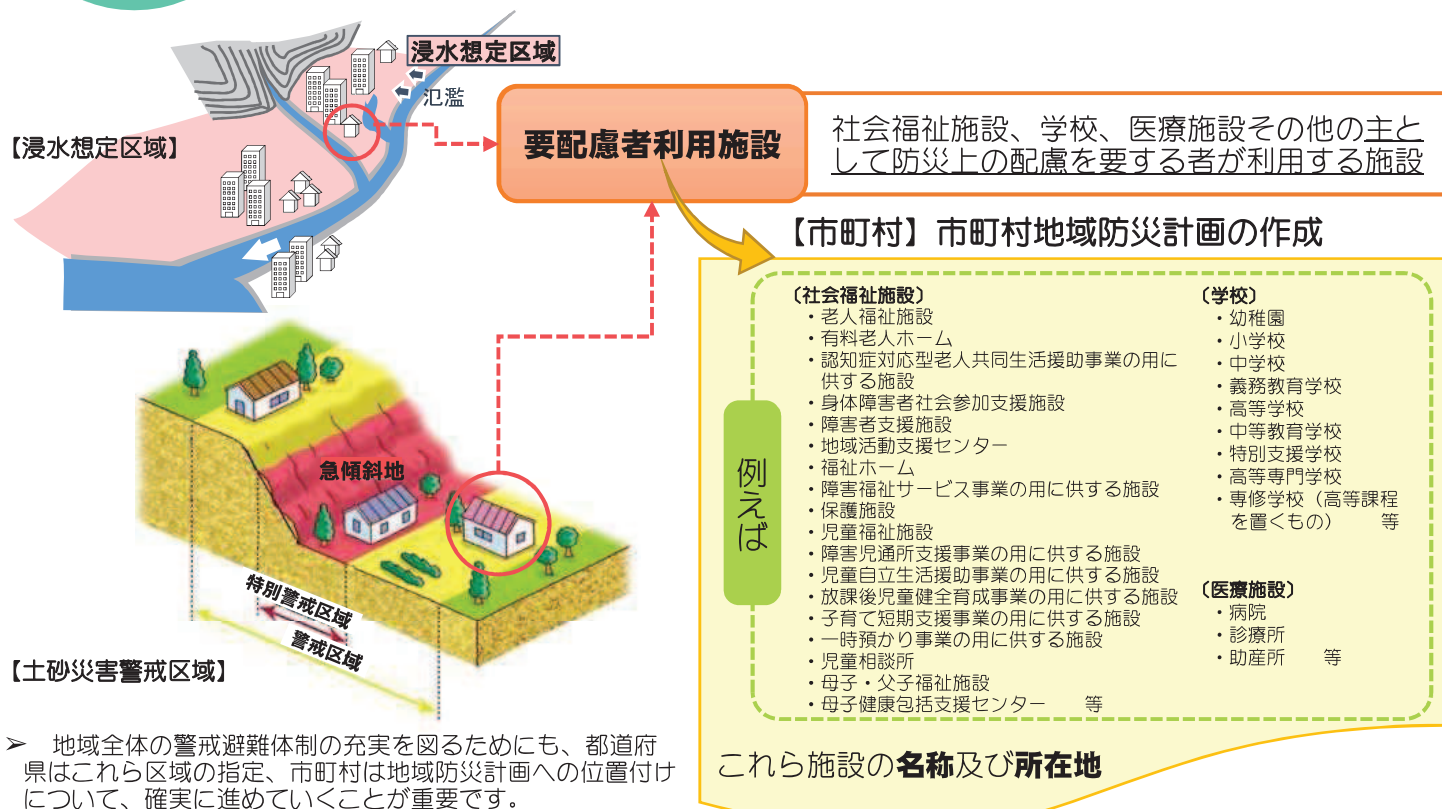
※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント！

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



1

避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」については、国土交通省のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため**に必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を**新たに市町村地域防災計画に位置付ける際**に、施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、**避難確保計画の作成を促しましょう**。（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対処する具体的な計画を定めている場合には、**既存の計画に避難確保計画に定める項目を加える**ことでも対応できます。）
- 避難確保計画の作成について、**各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、**正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができるとなっています。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際には、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

2

避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上**避難訓練を実施し、市町村長に結果を報告することが義務づけられています。**
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、**避難確保計画を見直す**ことが重要です。

3

助言・勧告

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

避難確保計画への助言・勧告

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、国土交通省の**チェックリスト※等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて**助言・勧告**を行います。

避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があったときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保計画の見直しについて、国土交通省の**チェックリスト※等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて**助言・勧告**を行います。



要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携して支援することが重要です！

問い合わせ
等

国土交通省 水管理・国土保全局

水防法関係

河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



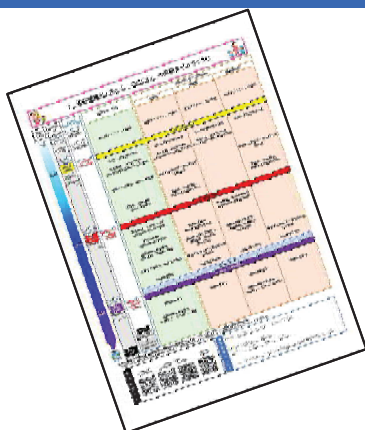
要配慮者利用施設 避難訓練支援ツール



市区町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が”義務”づけられています。水害時の避難訓練に役立つ4つの支援ツールを紹介するので、ご活用ください！！

施設でのタイムラインを作成していない、災害時の役割の手順が決まっていない

施設タイムラインツール



初めてで訓練の手順がわからない、どんな訓練を実施すべきかイメージできない

シナリオ簡易作成ツール



各職員の役割や分担、活動内容が理解できていない、見直しを行いたい

アクションカードツール



図上訓練を実施してみたい、どうしても実動での訓練実施が難しい

DIGツール



要配慮者利用施設 浸水対策 関東

検索

URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000029.html>



■情報収集に関する参考サイト

気象庁 防災情報	国土交通省 浸水ナビ	国土交通省 川の防災情報	国土交通省 ハザードマップ ポータルサイト	
○雨量や台風情報等の把握	○地点別の浸水深	○川の水位や 河川カメラ映像	○自治体の ハザードマップ	
				

■災害や気象に関する参考サイト

国土交通省 過去の災害記録 (全国の災害)	国土交通省 過去の災害記録 (関東地方の災害)	気象庁 顕著な災害時 の気象	気象庁 台風に関する知識	気象庁 線状降水帯 に関する知識
○被災写真や 動画等の記録	○関東地方の 大規模災害情報	○災害をもたらした 気象事例	○台風情報の種類 と表現方法	○線状降水帯の 各種情報
				

■避難確保計画・避難訓練に関する参考サイト

要配慮者利用施設における 避難確保に関する研修資料		要配慮者利用施設 における 避難に関する 計画作成の事例集	要配慮者利用施設 における 避難の取り組みの 成果事例集	避難訓練の映像
○事例を用いた 防災力の向上 (テキスト資料)	○事例を用いた 防災力の向上 (動画資料)	○避難方法等の 参考事例	○水害時の避難の 参考事例	○避難訓練の映像 (徳島県)
				洪水編 土砂災害編  

<問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水災害対策センター 水災害調査係
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
電話:048(601)3151(代表)